

地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(勤務時間等)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>15 再雇用職員等が次に掲げる理由により第 1 項及び第 2 項の規定によるその者の勤務時間中に勤務することができない場合において、その願い出に基づき、<u>必要と認める期間(第 1 号に掲げる理由によるときは、連続する 7 日の範囲内において必要と認める期間)、第 8 号に掲げる理由によるときはその都度必要と認める日又は時間について、有給休暇として特別休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>(1) 地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由</u></p> <p>ア <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u></p> <p>イ <u>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u></p> <p>ウ <u>ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u></p> <p><u>(2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難</u></p> <p><u>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際しての退勤途上における身体の危険回避</u></p> <p><削除></p> <p><u>(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭</u></p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>15 再雇用職員等が次に掲げる理由により第 1 項及び第 2 項の規定によるその者の勤務時間中に勤務することができない場合において、その願い出に基づき、<u>第 3 号に掲げる理由によるときは 1 週間を超えない範囲内で必要と認める期間について、その他の理由によるときは必要と認める期間について、有給休暇として特別休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)による交通の制限又は遮断</u></p> <p><u>(2) 風水震災害その他の天災事変による交通遮断</u></p> <p><u>(3) 風水震災害その他の天災事変による職員の現住居の滅失又は破壊</u></p> <p><u>(4) 交通機関の事故等の不可抗力の原因</u></p> <p><u>(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭</u></p>	<p>○県に準じた取扱いを行うこととして、県の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正内容に合わせた規程整備を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別休暇の期間の明示(第 1 号) ・災害時における特別休暇の付与の理由として旧第 1 号から第 4 号を新第 1 号から第 3 号に置き換える。 ・旧第 4 号は新第 2 号(出勤)への移行に伴い削除 ・新第 3 号(退勤)の新設(以下号ずれ)

新	旧	改正理由等
<p>(5) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等</u></p> <p>(6) <u>選挙権その他公民としての権利を行使するため願い出があったこと及び所属機関の責に帰すべき理由により業務の全部又は一部が停止されること。</u></p> <p>(7) <u>妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。</u></p> <p>(8) <u>妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(6) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等</u></p> <p>(7) <u>選挙権その他公民としての権利を行使するため願い出があったこと及び所属機関の責に帰すべき理由により業務の全部又は一部が停止されること。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>○県における非正規職員の特別休暇の見直し（有給化）に合わせるもの。</p> <p>・妊娠中の女子職員の通勤緩和や妊産婦の健康診査等について有給の特別休暇を措置</p>

就業規則等の一部改正について

1 改正の趣旨

令和 3 年 1 月 21 日に神奈川県と県労連との交渉が妥結したことを受け、令和 3 年 3 月 15 日から同月 17 日にかけて神奈川県立病院労働組合等と交渉し、同意が得られたことから、職員の処遇改善を行うため、関係規程の改正を行う。

2 関係規程

- (1) 就業規則
- (2) 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則
- (3) 任期付職員に関する就業規則
- (4) 再雇用職員等に関する就業規則

3 改正内容

- (1) 災害時の退勤途上の危険回避のための特別休暇
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における職員の身体の危険が予測され、それを回避する場合には、必要と認める期間を有給の特別休暇として措置する。
- (2) 災害時におけるその他の特別休暇
地震、水害、火災その他の災害により、職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難や、職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保及びこれらに準ずる理由がある場合には、連続する 7 日の範囲内において有給の特別休暇を措置する。
- (3) 非正規職員の特別休暇（妊娠中の女子職員の通勤緩和）
妊娠中の非正規職員について、通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合には、必要と認める期間を有給の特別休暇として措置する。
- (4) 非正規職員の特別休暇（妊産婦の健康診査等）
妊娠中又は出産後 1 年以内の非正規職員について、母子健康法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合には、必要と認める期間を有給の特別休暇として措置する。
- (5) 契約職員の療養休暇（取得日数の拡大）
6 箇月以上の期間をもって雇用された契約職員については、年 10 日（有給 5 日、無給 5 日）の療養休暇が付与されるが、これを年 30 日（有給 30 日）に拡大する。

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。